

# 暮らしの ミカタ 弁護士相談室

第1回



## 生前贈与の法律・税問題 遺言書保管に新しい制度

燈(ともしひ)法律事務所

西田 敦弁護士

Q 現在、会社を退職し、妻と暮らしています。長男は独立して結婚し、孫が2人います。長女は自身で、自宅で私たちと同居しています。そろそろ私も高齢となり、今後のことを考えると、私や妻が亡くなった後、長女が独りでやっていけるかが心配です。今のうちに、不動産やその他の財産を長女へ贈与しておこうと思うのですが…。

A 生前に財産の名義を変更しておきたいという相談はよく聞くのですが、贈与すると、高額の贈与税が発生する可能性があります。

Q それでは、長女に全ての財産を相続させる内容の遺言書を作成すれば良いでしょうか。

A ご長女に全てを相続させる遺言書を作成した場合は、法定相続通りに相続するのに比べて、発生する相続税が高額になる可能性が高いです。なぜなら、「配偶者の税額軽減特例」というものがあり、配偶者、つまり奥様へ財産を相続させた場合、奥様の法定相続分である相続財産の2分の1の金額か、1億6000万円以下のどちらか高い金額が相続税の対象から免除される制度があるからです。

また、遺留分という考え方があり、仮に遺言書でご長女に全てを相続させたとしても、奥様は法定相続分の半分である4分の1、ご長男は8分の1相当の金額をご長女へ請求できる、遺留分侵害額請求権が認められています。そのため、ご主人が亡くなった後に、ご長女が奥様やご長男から権利を主張されて紛争が生じる危険性があります。

将来のために遺言書を作成するとしても、法律や税の観点からさまざまなことを検討する必要があります。私は税理士の先生と一緒に連携しながら相続のご相談に乗っています。また、不動産の価値や運用など

の検討も相続税対策のためには重要で、不動産業者や場合によっては不動産鑑定士、司法書士の協力も必要になります。

Q 遺言書についてお聞きしたいのですが、公正証書で作成する方法が良いと知人から聞きましたが…。

A 公正証書遺言は、公証人が関わって作成する遺言書で、費用が数万円～十数万円必要であり、証人が2人以上必要であるなどの問題がありますが、公証人が関わって内容を確認できること、本人の意思確認があるので後々紛争になりにくいこと、紛失・盗難・改ざんの恐れがないこと、検認手続(相続が発生した後に家庭裁判所で遺言書を確認する手続)申し立てや手続として相当期間を要するが不要であることなどのメリットがあります。

Q 結構費用や手間がかかるのですね。ほかの方法はないのですか。

A 実は、「法務局における遺言書の保管等に関する法律」が2020年7月10日に施行され、ご自身で遺言書を法務局へ持参して、保管・管理してもらう制度が開始されました。この制度は公正証書遺言のように公証人の内容のチェックや本人への意思確認はありませんが、紛失・盗難・改ざんの恐れがないこと、検認手続が不要であることは公正証書遺言と同様です。保管申請費用は数千円ですむといわれているので、将来にわたって内容を変更する可能性がある場合は向いているかもしれません。

ただ、遺言書の内容については、法律や税の問題を検討すべきですので、できれば弁護士や税理士などの専門家にチェックしてもらうことをお勧めします。

新しい遺言書の制度ができるのですね。色々検討してみたいと思います。



にしだ・あつし

大阪市立大学法科大学院修了。法円坂法律事務所などを経て平成25年、西田敦法律事務所を開設。令和2年、燈法律事務所に改称。弁護士など「業種の国家資格者(士業)が集まり、司法過疎地域で無料相談などをを行う「八青会」や「南大阪千葉の会」で活動。大阪弁護士会所属。

■燈法律事務所

大阪府堺市堺区中向陽町2丁3番13号

PR 〈企画・制作〉産経新聞社メディア営業局